

令和 7 年度ふぐ処理者試験実施要領

1 試験日時

- (1) 学科試験 令和 7 年 8 月 2 6 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで
- (2) 実技試験 令和 7 年 1 1 月 1 5 日 (土) 午前 9 時 3 0 分から午後 3 時 1 5 分まで
(※学科試験の合格者のみが実技試験を受験することができます。)

2 試験場所

- (1) 学科試験 宮城県自治会館
(仙台市青葉区上杉 1 - 2 - 3)
- (2) 実技試験 宮城調理製菓専門学校
(仙台市青葉区葉山町 1 - 1 0)

3 試験科目及び時間

- (1) 学科試験 9 0 分 (詳細については別紙 1 令和 7 年度ふぐ処理者学科試験実施要領のとおり)
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ 関係法規
 - ウ ふぐの種類と鑑別
 - エ ふぐの処理と鑑別
 - オ ふぐの一般知識
- (2) 実技試験 (詳細については別紙 2 令和 7 年度ふぐ処理者実技試験実施要領のとおり)
 - ア ふぐの処理及び臓器鑑別 3 0 分
 - イ ふぐの種類鑑別 5 分

4 受験資格

学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) 第 5 7 条に規定する者 (学校教育法に基づく中学校、それに準ずる学校、義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者)

5 受験手続き

書類に不備があると受け付けられませんので、提出期限を考慮した上で、余裕を持って手続き願います。

(1) 受験申込の手順

本試験の受験者の定員は 8 0 名とし、受験申込の方法は、まず (2) の方法により仮申込書 (別紙様式) を提出していただきます。仮申込をしていただいた方の中から以下の方法により 8 0 名を決定します。

- ア 宮城県における令和 5 年度ふぐ処理者試験の学科試験に合格した者は、決定とします。
- イ 「県内在住者」又は「県内施設勤務者」から優先的に決定します。

ウ アの条件を満たす者及びイの条件を満たす者が80名を超えた場合は、イの条件を満たす者の中から抽選※により80名を決定します。

エ アの条件を満たす者及びイの条件を満たす者が80名に満たない場合は、イの条件を満たす者は決定とし、その他の仮申込者の中から抽選※で決定した者を加えて、80名を決定します。

※ ウ及びエの抽選は宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課が行います。

(2) 仮申込の方法

ア 仮申込受付期間及び時間

受付期間：令和7年6月2日（月）から令和7年6月23日（月）まで（閉庁日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで

イ 仮申込書の配布場所及び提出先

仮申込書の配布場所及び提出先は下表のとおりです。仮申込書は宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページからダウンロードすることもできます。また、電子申請による申込も可能です。

なお、郵送による提出の場合は、令和7年6月23日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

居住地又は営業所の所在地	仮申込書配布場所及び提出先
宮城県内（仙台市は除く。）	居住地又は営業所の所在地を所管する県保健所・支所※
宮城県外 及び 仙台市	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 仙台市青葉区本町3-8-1（県庁13階）

※別紙 所管保健所等一覧表参照

【注 意】 仮申込書の記入については、訂正が容易に行える筆記用具（鉛筆や消せるボールペン等）を使用しないこと。

ウ 提出書類

仮申込書（別紙様式）

※電子申請による申込の場合は、紙による提出は不要です。

エ 仮申込者への通知

仮申込をしていただいた方全員に、結果の通知を送付します。なお、受験していただける方については受験願書を同封します。

(3) 受験願書

ア 受付期間及び時間

受付期間：令和7年7月14日（月）から令和7年7月28日（月）まで（閉庁日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで

イ 受験願書の配布場所及び提出先

（2）イと同じ。受験願書は宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページからダウンロードすることもできます。

なお、受験願書を郵送する場合は、必ず簡易書留とし、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書 在中」と朱書きしてください。郵送による提出の場合は、令和7年7月28日（月）までの消印

のあるものに限り受け付けます。

ウ 提出書類

- ① 受験願書
- ② 写真

縦6センチメートル×横4センチメートルの大きさ

出願前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景（スナップ写真は不可）のもので、その裏面には氏名及び撮影年月日を記入すること。

- ③ 受験資格を証する書類

中学校又は高等学校等の卒業証書の写し※¹又は卒業証明書※²等

※1 卒業証書の写しを提出するときは、原本を窓口に表示して確認を受けること（郵送提出不可）。

※2 卒業証明書の取得には、時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

※3 受験資格を証する書類が外国語による記載の場合は日本語による翻訳文を添付すること。

（学科試験の免除を受けようとする者については、③の提出書類に代えて、学科試験に合格したことを証する書類）

- ④ ③に掲げる書類に記載された氏名を変更した者は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

（4） 受験手数料

受験手数料33,000円を次のいずれかの方法により納入すること。

※1 仮申込時には不要ですのでご注意ください。

※2 受験手数料は学科試験及び実技試験を合わせた手数料のため、学科試験に不合格で実技試験を受験できなかったとしても返金はしません。

ア 収入証紙

受験手数料分の宮城県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。

イ セルフレジ（県庁・合同庁舎）

セルフレジにて「ふぐ処理者試験受験」を選択し、受験手数料を納入すること。この場合、発行される「レシート（提出用）」を受験願書に貼り付けて提出すること。

ウ 受験願書提出先での支払（県庁・合同庁舎以外）

県庁・合同庁舎以外の窓口での提出時に、職員が操作する決済端末にて受験手数料を納入すること。

エ 電子申請（オンライン）での支払

電子申請時に、受験手数料を納入すること。この場合、（3）ウの提出書類とともに、受験手数料を納入したことが分かる書類を同封すること。

※ 電子申請に伴う手数料の納入はクレジットカード又はPayPayに限る。

6 学科試験の合格発表の日時及び方法等

（1） 学科試験の合格発表の日時

令和7年10月17日（金）午前10時

※学科試験の合格者のみが実技試験を受験することができます。

(2) 学科試験の合格発表の方法

合格者の受験番号を宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページに掲載するとともに、県庁行政庁舎1階消費生活センター前掲示板及び県内保健所・支所（仙台市の保健所を除く。）に掲示します。

なお、合格者には別に学科試験合格通知及び実技試験の受験票を送付します。

7 試験の合格発表の日時及び方法等

(1) 合格発表の日時

令和7年12月17日（水）午前10時

(2) 合格発表の方法

合格者の受験番号を宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページに掲載するとともに、県庁行政庁舎1階消費生活センター前掲示板及び県内保健所・支所（仙台市の保健所を除く。）に掲示します。

なお、合格者には別に合格通知を送付します。

8 試験結果の情報提供

各科目別得点及び総合得点について、情報提供を申込むことができます。

(1) 受付期間

合格発表の日から1か月間（閉庁日を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

※ 合格発表の日のみ、午前11時から午後5時まで

(2) 受付場所

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

仙台市青葉区本町3-8-1（県庁13階）

(3) 持参するもの

ア 受験者本人による申込み（必要書類：2点）

- ・受験票

- ・受験者本人であることを証明する書類

（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等のうち1点）

イ 法定代理人による申込み（必要書類：3点）

- ・受験票

- ・法定代理人の本人であることを証明する書類

（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等のうち1点）

- ・戸籍謄本または委任状

9 その他

その他不明な点は、最寄りの保健所・支所（仙台市の保健所を除く。）又は宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課にお問い合わせ下さい。

所管保健所等一覧表

お問い合わせは平日の 8:30～17:15 の間にお願いします。

受験願書の提出は、居住地（又は営業所の所在地）を所管する保健所等の窓口へ提出してください。

保健所名	所在地	電話番号 (担当窓口)	所管する市町村
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3117 (食品衛生班)	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5505 (食品薬事班)	塩竈市、多賀城市、松島町、 七ヶ浜町、利府町
仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6294 (食品薬事班)	名取市、岩沼市、亘理町、 山元町
仙台保健福祉事務所黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	〒981-3304 富谷市ひより台 2-42-2	022-358-1111 (食品薬事班)	富谷市、大和町、大郷町、 大衡村
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0710 (食品衛生班)	大崎市、加美町、色麻町、 涌谷町、美里町
北部保健福祉事務所栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1 (栗原合同庁舎内)	0228-22-2115 (食品薬事班)	栗原市
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	〒986-0861 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1417 (食品衛生班)	石巻市、東松島市、 女川町
東部保健福祉事務所登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)	〒987-0051 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 (登米合同庁舎内)	0220-22-6120 (食品薬事班)	登米市
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-6615 (食品薬事班)	気仙沼市、南三陸町
食と暮らしの安全推進課	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (宮城県庁 13 階)	022-211-2644 (食品安全班)	仙台市 宮城県外にお住まいの方